

第6章 重点プロジェクトと計画の具体化への対応

第1節 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの設定

歴文構想では、提示した施策・事業を効果的に実施する道筋をつけるため、9つの先導的プロジェクトを設定した。

本計画においては、9つの先導的プロジェクトの検証結果をもとに、次の理由から2つの先導的プロジェクトを除外し、今後も重点を置いて進める7つのプロジェクトについて、事業内容を見直しつつ継承・発展させるとともに、各プロジェクトの呼称の一部変更を行った。ただし、重点プロジェクトとして継承しない2つの先導的プロジェクトに関する事業については、既に完了した事業などを除き、第5章において網羅的に整理した事業の中に含めて位置づけている。

○「5 城下町伝統文化再生プロジェクト」（本書の80頁を参照）は、旧城下町を対象とするプロジェクトが集中しすぎることを考慮しつつ、重要伝統的建造物群保存地区への選定が完了したこと、複数の庭園が登録記念物となったこと、町家・庭園の公開やお茶・食文化の活用が進んでいること、プロジェクトに位置づけなくとも活動の展開が見込めることから、重点プロジェクトとしては継承しないこととした。

○「6 歴史まちづくり法活用推進プロジェクト」（本書の81頁を参照されたい）については、津和野町歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、国の支援のもとに各種事業を実施していること（計画期間：平成25年度～令和4年度）から、重点プロジェクトとしては継承しないこととした。

また、歴文構想の策定後には日本遺産の認定、津和野藩主亀井家墓所の史跡指定、青野山の天然記念物及び名勝指定が行われたことから、それらに関する3つの新たな重点プロジェクトを設定した。

9つの先導的プロジェクトから10の重点プログラムへの発展的な継承の背景には、歴文構想の策定から約10年の時日が経過し、今後注力すべき事業を新たなプロジェクトとして再構成する必要性に迫られていたこともある。

加えて、関連文化財群・保存活用区域ごとの事業を効果的に進めていくため、関連文化財群として取り組んだ方が良い事業や、保存活用区域として取り組んだ方が良い事業を選択して組み合わせるものとして重点プロジェクトを設定した。

なお、重点プロジェクトに位置づけた事業は、第5章で示している事業と対応するよう整理したほか、すべての事業の中から前述の関連文化財群・保存活用区域ごとの事業を勘案しつつ、以下の3点に基づき関係する事業を選んで組み合わせ、相乗効果、実現の手順の効率化、限られた人材・資金の有効活用の側面を考慮して編成したものである。

○前期・中期で着手又は継続・拡充する事業を中心に設定

○歴史文化遺産の保存・活用において特徴的な事業を中心に設定

○歴史文化遺産の保存・活用において効果・波及効果が相対的に大きいと考えられる事業を中心に設定

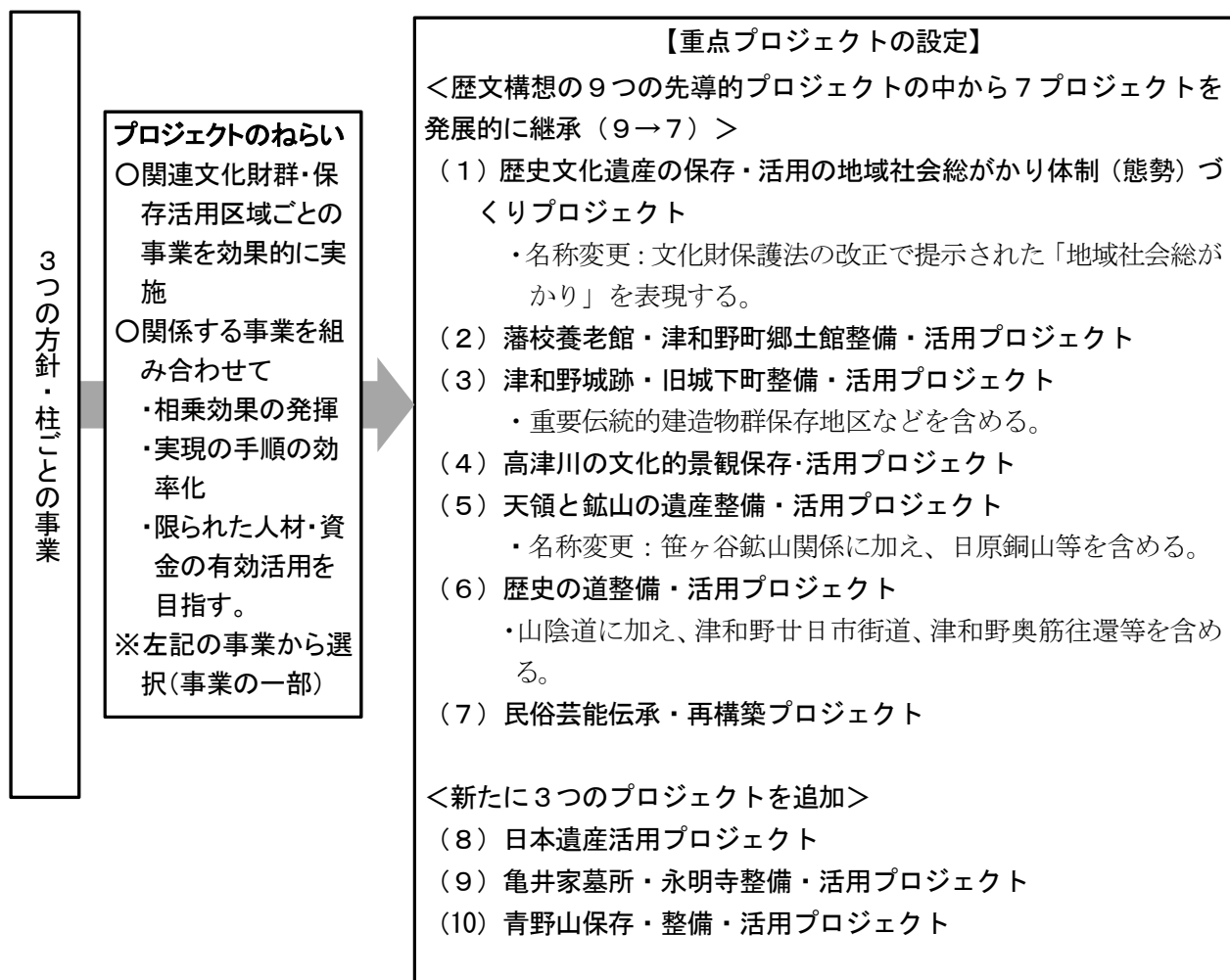


図 6-1 重点プロジェクトの設定

2 重点プロジェクトの内容

(1) 歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくりプロジェクト

【プロジェクトのねらい】

数多くの歴史文化遺産の保存・活用は、行政や歴史文化遺産の所有者だけで進められるものではなく、住民・地域活動団体等の理解と協力、参加が不可欠である。

そのため、住民等の歴史文化遺産に対する理解・意識を高めつつ、様々な歴史文化遺産の保存・活用の事業への参加を促進し、歴史文化遺産の保存・活用に向けた地域社会総がかり体制（態勢）を構築する。

表 6-1 歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくりプロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-1-④ 歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実	町（公民館） 地域 住民	○学校教育との連携 ・教科書に合わせた地域の学習教材の提供 ○公民館を拠点とした地域学 ・それぞれの公民館や地域の特色を生かした学習機会の確保 ・住民による主体的な地域学の活動展開 ・歴史文化遺産の保存活動など ○公民館における地域学を進める体制づくり ・人材、担い手の確保・活用 ・行政、公民館、関係団体、地域の人材の連携	○文化庁や助成団体の支援制度の活用
Ⅱ-1-⑧ 歴史文化遺産に関する情報の提供・発信	町	○住民への歴史文化遺産に関する啓発 ・体験学習、イベント ・歴史文化遺産講座 ・講演会 ・歴史文化遺産等のパンフレット ・その他情報提供、情報発信など ※歴史文化遺産に関する情報の共有化・啓発が、体制づくりの基礎となる。	○文化庁の支援制度の活用 ○関係団体との連携
Ⅱ-2-⑫ 登録有形文化財等の保存修理と活用	町 地域（会）	○登録有形文化財保持者の会の支援 ○会の活動の継承・充実	
Ⅲ-2-③ 地域（町）全体の連携体制（パートナーシップ）づくり	町 地域 住民	○情報交換や連携する場・機会の確保	
Ⅲ-3-④ 歴史文化遺産の保存（保存管理）を担う地域活動団体等の支援	町 地域	○各地域における歴史文化遺産の維持管理等の組織づくり ○町全体での協力・連携体制づくり ○定期的な歴史文化遺産の点検・パトロール、清掃や下草刈りなど	○パトロール員の確保
Ⅲ-3-⑥ 観光ガイド等の養成・活動支援	町 地域（津和野町観光協会）	○研修・学習会の開催 ○活動の情報発信 ○活動への参加の促進	○文化庁その他の国や助成団体の支援制度の活用 ○津和野町観光協会（観光ガイドくらぶ）との連携
Ⅲ-3-⑦ 歴史文化遺産の保存・活用の専門的な組織づくりや人材の確保と活動支援	町 地域 住民（技術・技能者等）	○「津和野まちばぐみ」の支援 ○歴史文化遺産の保存・継承に関わる技術・技能の継承や担い手の確保	○文化庁や助成団体の支援制度の活用
Ⅲ-5-① 歴史文化遺産保存・活用連絡調整会議（仮称）の設置	町	○関係部局の協力・連携体制の強化 ・文化財、農林、建設、観光など	○町の推進体制の強化

注）事業の名称は第5章と合わせている。

注）住民（民間事業者を含む）、地域（自治会をはじめとした地域活動団体、各種団体等）

(2) 藩校養老館・津和野町郷土館整備・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

藩校養老館は、近世・近代の我が国において、様々な人材を輩出した津和野の原動力であったとも言える。史跡を構成する武術棟と御書物蔵については老朽化が進んでいたが、平成31年(2019)度までに保存修理を完了した。今後は藩校養老館の意義や役割、近接する津和野町郷土館との連携などを踏まえ、津和野町郷土館と一体的に津和野町の歴史文化の拠点機能を担うよう効果的に活用する。

また、津和野町郷土館は旧館・新館ともに建物の老朽化が進んでおり、建物内部の利用など十分な活用が難しくなっている。今後は旧館・新館の保存修理を実施するとともに、津和野町の歴史文化の拠点機能を担う中核施設として、近接する藩校養老館とともに一体的に活用する。

表 6-2 藩校養老館・津和野町郷土館整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-1-① 藩校養老館の住民等 による利活用の促進	町 地域（活用） 住民（活用）	○藩校養老館に関わる史料等の調査・研究 と保存・活用（藩校養老館での展示など） ○津和野学・地域学、生涯学習の場などとしての活用 ○郷土館と一体化した利活用	
Ⅱ-1-② 津和野町郷土館の整備・充実	町	○旧館・新館の修理及び整備 ○藩校養老館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備 ○津和野町歴史文化調査研究室（仮称）の設置 ・歴史文化遺産の調査・研究及び保存・活用 ○埋蔵文化財センター（仮称）の設置 ・城下町遺跡の調査及び展示 ○輩出した人材展示の充実 など	○文化庁その他の国の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑬ 指定文化財等の維持 管理と保存修理（町又は所有者）及び活用	町	○藩校養老館の維持管理 ○津和野町郷土館の維持管理と保存修理	○文化庁その他の国の支援制度の活用
Ⅱ-5-⑥ 歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換 や連携の機会の確保	町 関係自治体 住民	○三津連携（津和野・津山・中津）による 関連史料の情報交換 ○歴史的背景を活用した巡回展やシンポジウムの開催など	



藩校養老館（県史跡）



藩校養老館南棟（槍術教場：復原）



藩校養老館北棟（剣術教場：多目的に使えるように改装）



津和野町郷土館（国登録有形文化財）

(3) 津和野城跡・旧城下町整備・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

津和野城跡は、我が国に数例しかない近世の山城跡であり、山麓に居館跡や櫓が残るなどの特色を備えている。しかし、城跡の石垣は、崩落したり、はらんだりしており、その修理が喫緊の課題となっている。

また、旧城下町の区域においては、歴史的な建造物が多数立地するとともに、城下町関係などの埋蔵文化財を包蔵している。

このような状況を踏まえ、津和野城跡の石垣等の整備を進めるとともに、山城跡と山麓部及び旧城下町の歴史文化遺産の一体的な保存及び整備・活用に努め、より価値と魅力を引き出す。

表 6-3 津和野城跡・旧城下町整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容（1／2）

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-② 重要伝統的建造物群保存地区の建造物の修理・修景、防災対策及び活用	町 地域 関係権利者	○カトリック教会の保存修理 ○旧鹿足郡役所、多胡家表門などの修理 ○その他修理・修景・防災対策及び活用	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑤ 津和野城跡の整備・活用	町	○石垣等の保存修理 ・調査、設計 ・石垣等の保存修理 ○登城路等の整備 ・登城路の調査・保存・整備 ・登城路等の維持管理：草刈りなど ○津和野城跡の環境整備 ・各種サインの計画的な整備：誘導標識、全体説明板・案内板、各遺構等の説明板・表示板など ○史跡の維持管理 ・鳥獣対策 ・マツ食い虫対策 ・竹林伐採 ・樹木の管理 ・草刈り ・点検 など ○馬場先櫓・物見櫓の保存・活用 ・維持管理の充実 ・内部等の見学への対応	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑬ 指定文化財等の維持管理と保存修理(町又は所有者)及び活用	町 関係権利者	○鷲原八幡宮、亀井氏庭園などの指定・登録文化財の維持管理と保存修理	○文化庁その他の国の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応	町 地域	○重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の個別調査への対応	
Ⅱ-3-① 歴史文化遺産の危機管理のマニュアル等の作成	町 地域	○伝統的建造物群保存地区を主対象とした防災マニュアル等の作成	

表 6-3 津和野城跡・旧城下町整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容（2／2）

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-⑥ 城下町遺跡の保存・活用	町 関係権利者	○各種開発との調整 ○埋蔵文化財等の調査・研究 ○調査・研究の成果の公開・活用	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑨ 鷲原八幡宮の保存修理と活用	町 関係権利者	○鷲原八幡宮の保存修理 ○伝統行事の継承 ○周遊ルートの設定と情報発信など	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-3-② 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策	町 地域 住民	○防災等の拠点の整備（既存建物の保存・活用など） ○防災計画に基づく防災対策	○文化庁その他の国及び助成団体の支援制度の活用
Ⅱ-4-① 歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保	町	○城下町をめぐる周遊コースの設定・整備	○文化庁その他の国及び助成団体の支援制度の活用
Ⅲ-5-① 歴史文化遺産保存・活用連絡調整会議（仮称）の設置	町	○各種法制度等を踏まえた関係部局の協力・連携体制の強化 ・文化財、農林、建設、観光など（例：城山整備プロジェクトチーム）	○町教育委員会が主導



雲海に浮かぶ津和野城跡（国史跡） 写真提供：高野淳氏



津和野城跡と旧城下町

(4) 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

高津川は島根県西部を流域とする一級河川であり、水源を中国山地に位置する島根県鹿足郡吉賀町（旧六日市町）田野原に発し、北に流下しながら吉賀町、津和野町、益田市を経て日本海へと注いでいる。一級河川(国土交通省直轄管理区間)の水質調査によると、平成18年(2006)、平成19年(2007)、平成22年(2010)～平成25年(2013)、令和元年(2019)に、それぞれBOD[※]値が最も低い水質日本一の河川となった。

高津川は古くから舟運が発達し、物資や人々が行き交う河川であった。加えて、河川とその流域では、アユやカニ漁、ワサビの栽培、棚田での稲作が行われ、神楽などの民俗芸能も盛んであり、周囲の森林、田園、集落等と併せて、自然や人々によって培われてきた景観、風物詩が息づいている。

このような高津川とその流域を文化的景観として捉え、関係する益田市及び吉賀町と連携して保存・活用を行う。

※BOD 生物化学的酸素要求量(Biochemical oxygen demand)

表 6-4 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-⑭ 民俗芸能の継承及び公開	町 地域 住民	○民俗芸能の用具の修理の支援 ○民俗芸能の開催の支援 ○平家伝説・民話の記録と伝承	○文化庁その他の国や 助成団体の支援制度 の活用
Ⅱ-2-⑮ 文化的景観（高津川）の 調査及び保存への対応	町 関係自治体	○重要文化的景観の保存に向けた調査 ○益田市、吉賀町と連携した体制づくり	○国土交通省への働き かけ
Ⅲ-3-③ 民俗芸能、伝統行事など を担う人材の確保・育 成、団体の支援	町	○神楽などの民俗芸能の担い手の育成	○文化庁その他の国や 助成団体の支援制度 の活用
Ⅱ-5-① 歴史構想を継承した歴 史文化保存活用区域に おける事業の展開（「高 津川の恵みと文化的な 景観」「森と清流と平家 伝説の文化圏」）	県 町 地域 住民	○森林の管理・保全 ○登山道などの確保・整備 ○ホタルなど生き物のすみ環境保全 ○たたら場跡の保存・活用 ○高津川の風物詩や景観の情報発信 ○食文化の継承・普及 ○視点場などの確保	○県、農林部局などとの 連携
Ⅱ-5-③ 津和野町景観計画（景観 法）を活用した景観づく り	町 地域 住民	○津和野町景観計画（景観法）の周知と運用 ○棚田・ワサビ田等の保存・活用 ○石見瓦の街並みの保存・活用（日原）	○津和野町景観計画… 左鏝・川筋景観形成 地区、日原・枕瀬景 観形成地区、堤田景 観形成地区、高津川 筋景観形成地区
Ⅱ-5-⑥ 歴史文化遺産を通じた 地域間の情報交換や連 携の機会の確保	町 関係自治体 住民	○高津川に関わる広域的な連携・交流 ○イベントの開催 ・講演会、シンポジウム、写真・絵画展 ・コンクール、体験学習、カヌーなど	○関係自治体等との連 携（益田市・吉賀町）



大魚峡



アユ漁

(5) 天領と鉱山の遺産整備・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

江戸時代は天領であった笹ヶ谷鉱山や日原銅山などは、地域の発展の基盤となった津和野町の貴重な歴史文化遺産であるが、現在は廃鉱となって年月が経ち、山林に覆われた状態にある。

このような歴史や現状を踏まえ、津和野町の歴史遺産としての価値と役割を顕在化するため、天領と鉱山の調査・研究を行うとともに、それらの成果を生かしつつ保存・活用する。

表 6-5 天領と鉱山の遺産整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
I-2-③ 堀家文書調査	町	○銅山師であった堀氏関係の古文書等の調査、及び 明らかとなった価値の確実な保護 ○調査の成果等の公開	
I-2-⑦ 未指定文化財の調査	町	○銅山跡及び関連遺構などの調査、活用 ・関係機関や専門家の協力と参加による調査・研究、調査成果等の公開 ○製鉄関連の歴史文化遺産（たたら跡、関係する古文書など）の調査	
II-2-③ 旧堀氏庭園の保存修理と活用	町 関係権利者 地域	○土蔵群、楽山荘の保存修理 ○「医食の学び舎」としての旧畑迫病院の活用	○文化庁の支援制度の活用
II-2-④ 笹ヶ谷鉱山跡等の保存・活用	町	○鉱山施設跡等の整備（安全対策等） ・転落防止や坑道への進入防止などの安全対策、案内説明板の整備	○文化庁その他の国の支援制度の活用
II-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応	町	○保存活用計画に示された旧川園・中堀家などの名勝追加指定やそれらの整備・活用 ○名勝指定地の公有化 ○製鉄関連の歴史文化遺産（たたら跡、関係する古文書など）の調査及び保存活用	○文化庁の支援制度の活用
II-4-① 歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保	町 県 町 関係自治体 など	○銅山跡へのアクセス道路や駐車スペースの整備 ○昔利用していた道の調査・確認と活用に向けた準備 ○銅山や天領等に関わる資料の保管・展示 ○石見銀山遺跡をはじめ他の鉱山遺跡との広域的な連携 ・調査・研究における連携 ・講演会やシンポジウム等の開催 ・イベントの開催 ・人、物産、文化・情報の交流 など ○サインの整備 ・説明板・案内板・誘導標識の設置	○文化庁その他の国の支援制度の活用 ○国の支援制度の活用
II-5-④ 観光拠点づくり事業	町 地域	○城下町と天領、天領間をつなぐ情報提供等の充実	○文化庁の支援制度の活用

旧堀氏庭園（国名勝）



笹ヶ谷鉱山跡

(6) 歴史の道整備・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

山陰道のうち国の史跡に指定されている区間は、鳥取県の1箇所（蒲生峠越）と津和野町の2箇所（徳城峠越、野坂峠越）である。徳城峠越と野坂峠越は津和野藩が整備した近世山陰道の一部で、文人往来や文物交流の面で大きな役割を果たしたとされる。

それ以外にも津和野町内では津和野廿日市街道、津和野奥筋往還などの歴史的な道を確認することができる。

このような津和野町における山陰道、津和野廿日市街道、津和野奥筋往還をはじめとする道の遺構及びそれに関わる歴史を後世に伝え、生かしていくための事業を実施する。

表 6-6 歴史の道整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-⑦ 山陰道の整備・活用	町	○山陰道の調査・研究、及び明らかとなった価値の確実な保護 ○山陰道の保存修理と遺構整備 ・道（遺構）の保存修理 ・番所跡、茶屋跡等の整備 ○山陰道の環境整備 ・案内板・説明板の設置 ・山陰道の名称表示板の設置 ・アクセス道路の整備 など	○文化庁：文化財保存事業費 ○文化庁：文化財保存事業費
Ⅱ-2-⑧ 津和野廿日市街道、津和野奥筋往還などの歴史的な道の保存・活用	町 地域	○津和野廿日市街道、津和野奥筋往還などの調査・研究、及び明らかとなった価値の確実な保護、整備・活用	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応	町	○乙女峠やマリア聖堂の調査及び明らかとなった価値の確実な保護・活用と環境整備（周遊ルート等）	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑰ 歴史文化遺産（追加指定等された場合を含む）の公有化への対応	国 町 関係権利者	○史跡指定地の保存のための公有化	○文化庁：文化財保存事業費
Ⅱ-4-① 歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保	町 関係自治体	○街道をめぐる「□□歴史探訪ウォーク（仮称）」などのイベントの開催 ○街道に関わる学習機会（歴史講座など）の確保や情報発信	○関係団体・自治体との連携
Ⅱ-5-⑥ 歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携の機会の確保	町 関係自治体 住民	○街道に関わる広域的な連携・交流 ○津和野街道交流協議会への参加	○関係団体・自治体との連携（津和野街道交流協議会：廿日市市、吉賀町など）



山陰道 野坂峠越（国史跡）



山陰道 徳城峠越（国史跡）

(7) 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

津和野町には、国指定の重要無形民俗文化財である津和野弥栄神社の鷺舞、島根県指定の無形民俗文化財である津和野踊、柳神楽、町指定の無形民俗文化財である鷺原八幡宮の流鏑馬神事などのほか、神楽や地芝居など数多くの民俗文化財が継承されてきている。また、「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」が、関係自治体の無形民俗文化財とともに日本遺産に認定されている。

しかし、多くの民俗文化財の大切さが認知されている一方で、担い手の高齢化や減少、後継者不足などが問題として顕在化しつつある。

このような状況を踏まえ、関係団体などとの連携のもとに貴重な民俗文化財を継承するとともに、学校教育、観光、地域活性化に生かしていくための事業を実施する。

表 6-7 民俗芸能伝承・再構築プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-⑭ 民俗芸能の継承及び公開	町 地域	○民俗芸能の調査と把握、情報提供 ○民俗芸能に関わる学習機会の確保 ○民俗芸能に関わる情報発信	○文化庁や助成団体の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び活用への対応	町 関係自治体 地域 住民	○「津和野弥栄神社の鷺舞」のユネスコ無形文化遺産「風流踊」への追加登録に向けた活動支援	
Ⅲ-3-③ 民俗芸能、伝統行事などを担う人材の確保・育成、団体の支援	町 地域	○津和野町民俗芸能保存協会の活動支援 ○衣装・道具等の整備の支援 ○民俗芸能の担い手の育成・支援 ○民俗芸能の担い手・団体相互の連携 ○神楽等民俗芸能の開催支援	
Ⅱ-4-② 日本遺産の活用	町 関係自治体 地域 住民	○日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の活用 ○広域的な連携による人材育成や交流 ○広域的な連携によるイベント等の開催	



石見神楽（国認定日本遺産）



津和野弥栄神社の鷺舞（国重要無形民俗文化財）

(8) 日本遺産活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

津和野町では、平成 27 年(2015)に「津和野今昔～百景図を歩く～」が、令和元年(2019)に「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」(浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)が、それぞれ日本遺産に認定された。

これらの日本遺産を、関係団体や住民と一体となって、地域の文化や観光の振興、活性化に生かしていく。なお、「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」に関しては民俗芸能伝承・再構築プロジェクトのもとに、「津和野今昔～百景図を歩く～」に関しては日本遺産活用プロジェクトのもとに、それぞれ事業を実施することとする。

表 6-8 日本遺産活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び活用への対応	町 地域 住民	○日本遺産に係る構成文化財の調査及び明らかとなった価値の確実な保護の促進	
Ⅱ-4-② 日本遺産の活用	町 地域	○構成文化財の案内・情報発信 ・構成文化財や百景図の説明板、パンフレット等の整備・充実(更新を含む) ・情報通信技術(ICT)の活用:HP、SNSの活用 ○新津和野百景の選定(募集など)	○文化庁や助成団体の支援制度の活用
	町 地域 住民	○周遊ネットワークづくり ・周遊コースづくり ・サインの設置と維持管理 ・周遊を支える仕組みづくり:公共交通の活用、駐車場の確保、情報提供、自転車利用の促進 ・食文化(郷土料理、酒・酒蔵、アユ料理・アユ漁ほか)を取り入れた新たなコースづくり など	○国や助成団体の支援制度の活用
	町 関係自治体 地域 住民	○日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の活用 ※「(7) 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト」のもとに実施	○文化庁や助成団体の支援制度の活用
Ⅱ-5-④ 観光拠点づくり事業	町 地域	○VRの充実・活用 ○城下町と天領のつながりの強化(情報提供、イベント開催、環境整備など) ○連携体制づくり	○文化庁の支援制度の活用



「鷺原のやつさ」(「津和野百景図 第三十六図」より)
(国認定日本遺産)



鷺原八幡宮流鏝馬馬場(県史跡)

(9) 亀井家墓所・永明寺整備・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

亀井家墓所は、乙雄山墓所と永明寺の2箇所からなり、旧城下町の北西側の山麓部付近に位置する。平成30年(2018)2月に鹿野藩主として没した亀井茲矩墓(鳥取市に所在)を附^{ついたり}として、史跡津和野藩主亀井家墓所として指定された。

津和野町の歴史に深く関わりを持つ史跡であるが、墓所の土塀や門などが毀損しているほか、永明寺の建物の老朽化もみられる。そのため早急に対策を講じるとともに、周辺環境を含め史跡の価値や魅力を顕在化し、活用していく必要があることから、重点プロジェクトのもとに各所の事業を実施する。

表 6-9 亀井家墓所・永明寺整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-⑩ 亀井家墓所・永明寺 の保存修理と活用	町 関係権利者	○永明寺本堂・庫裏等の保存修理 ・事業費の確保 ・計画的な保存修理の実施 ・本堂・庫裏以外の保存修理 ○乙雄山墓所の保存修理 ・事業費の確保 ・計画的な保存修理の実施 ・墓石等の状況確認と保存対策	○文化庁・県の 支援制度の活用
	町 関係権利者	○墓所への歴史的な道の確認と参道等の整備 ・歴史的な道の調査・確認 ・歴史的な道、参道等の整備	○文化庁の支援 制度の活用
Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・ 登録・選定、追加指定 及び活用への対応	町 関係権利者	○永明寺本堂・庫裏等の追加調査の実施と明らかとなった価値の確実な保護 ・建造物の追加調査、報告書の作成など	
Ⅱ-2-⑰ 歴史文化遺産(追加指 定等された場合を含む)の公有化への対応	国 町 関係権利者	○史跡指定地の公有化 ・公有化が求められる土地(範囲)について 関係権利者と協議・調整	○文化庁：史跡 等の買い上げ (史跡等購入 費国庫補助)
Ⅱ-5-① 歴文構想から継承し た歴史文化保存活用 区域における事業の 展開(津和野城、旧城 下町とその街並み)	町 地域 関係権利者	○旧城下町(乙女峠を含む)とのつながりの強化：周遊ルートの設定・整備 ○サインの整備・充実 ○パンフレット等の充実 ○情報通信技術(ICT)の活用	○国や助成団体の 支援制度の 活用
Ⅱ-5-⑥ 歴史文化遺産を通じ た地域間の情報交換 や連携の機会の確保	町 関係自治体 地域(団体) 住民	○亀井家及び亀井茲矩に関する歴史資料の調査・研究、関係自治体との情報交換 ○巡回展の開催など	○関係自治体等 との連携(鳥 取市鹿野町)



永明寺(県有形文化財)



亀井家墓所の
乙雄山墓所
(国史跡)

(10) 青野山保存・整備・活用プロジェクト

【プロジェクトのねらい】

旧城下町の東側に位置する青野山は、青野山火山群の主峰とその付属峰（小青野山）から成り、令和元年(2019)10月に2峰を含め国の天然記念物及び名勝に指定された。

天然記念物の観点からは、アダカイトと呼ばれる火山岩（通称「玄表石」）や風穴などの学術上の価値の高い地形・地質鉱物を有し、名勝の観点からは、『津和野百景図』に描かれるとともに、城下町の商家庭園群の借景となるなどの観賞上の優れた価値を有する。これらの歴史文化遺産としての価値を適切に保存するとともに、周辺環境を含め天然記念物及び名勝としての価値や魅力を顕在化し、活用していく必要があることから、重点プロジェクトのもとに各種の事業を実施する。

表 6-10 青野山保存・整備・活用プロジェクトの事業・主体・内容

事業	主体	内容	支援制度・その他
Ⅱ-2-① 保存活用計画等の策定（天然記念物及び名勝）	町 地域 関係権利者	○計画策定のための委員会の設置 ○保存活用計画・整備基本計画の策定	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑪ 青野山の調査・整備・活用	町 地域 関係権利者	○登山道等の整備 ○説明板やサインの設置・充実	○文化庁・県の支援制度の活用
	町 地域 関係権利者	○風穴等の天然記念物調査 ○風穴等の天然記念物整備 ○風穴等の天然記念物活用	○文化庁の支援制度の活用
	町 地域 関係権利者	○青野山関連の名勝調査 ○青野山関連の名勝整備 ○青野山関連の名勝活用	○文化庁の支援制度の活用
Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び活用への対応	町 地域 関係権利者	○青野山関連（地倉沼など）の天然記念物調査と明らかとなった価値の確実な保護	
Ⅱ-5-① 歴文構想から継承した歴史文化保存活用区域における事業の展開（青野山一帯の自然と農と暮らしの文化、津和野城跡と旧城下町及びその周辺）	町 地域 関係権利者	○周遊ルートの設定 ○サインの設置・充実 ○パンフレット等の充実 ○情報通信技術（ICT）の活用	○国や助成団体の支援制度の活用



青野山（国天然記念物及び名勝）と南麓の麓耕の集落、津和野川

青野山（国天然記念物及び名勝）と北麓の笹山の集落



第2節 計画の具体化への対応

1 計画の進行管理

本計画に関わる事業を実施し、効果を発揮させるためには、本計画の進行管理を的確に行う必要がある。

進行の過程においては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方のもとに、計画的に事業を実施し、中間点や終了時点などでは達成状況、課題などの把握・評価を行い、その成果を当該事業の改善に生かすとともに、他の事業や次への展開に反映していくこととする。それらのうち特に評価に関しては、津和野町が内部の視点から行うものに加え、住民の視点及び専門的見地等の外部の視点から行うものも含め、効果的で透明性のある評価の方法について調査・研究する。

上記のような計画の進行管理の過程では、必要に応じて本計画の柔軟な見直しを行う。とりわけ、本計画の3期にわたる時期区分のうち中期の中間の年度にあたる令和8（2026）年度が第2次津和野町総合振興計画の最終年度にも該当することから、必要に応じて総合振興計画の改定を見据えた本計画の見直しを行うこととする。なお、津和野町が行う事業には、ハード（施設、設備の整備等）とソフト（活動支援、人材育成、情報の共有・受発信、調査・研究等）の2種類があり、両者を組み合わせて行う場合もある。

これらの事業は津和野町が主体となるものが中心であるが、住民・地域活動団体、関係団体（津和野町観光協会など）の協力・参加が必要な事業の実施にあたっては、前述の第4章「第3節 歴史文化遺産の保存・活用の支える人・体制と仕組みづくり」の構築・強化が重要であるととともに、必要な財源の確保に努めなければならない。

また、歴史文化遺産の保護の緊急性、他の事業に合わせた対応の必要性、財政上の制約などが生じた場合には、各々の事業の実施時期を調整することとする。

なお、本計画の作成に際しても、PDCAの考え方に基づき、歴文構想の検証を行っている。

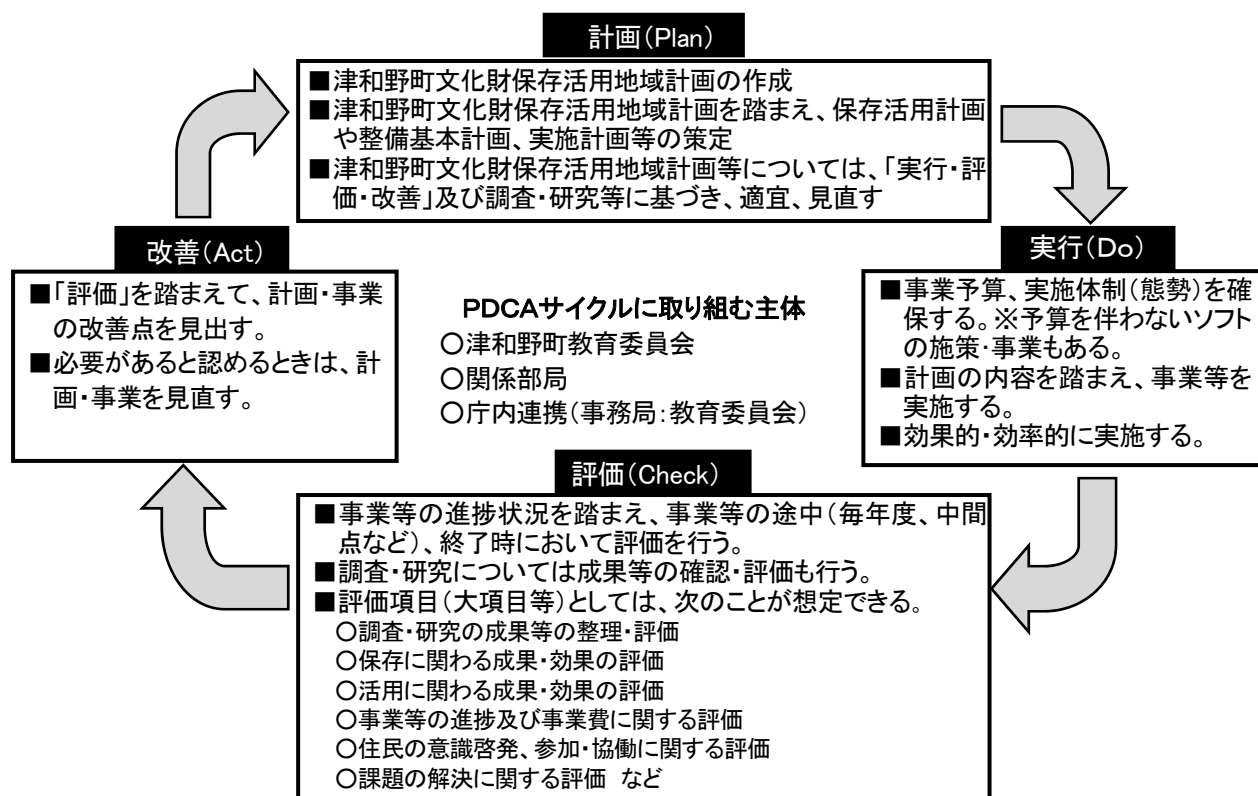


図 6-2 津和野町歴史文化基本構想の検証及び津和野町文化財保存活用地域計画の作成に関わるPDCAサイクルの考え方

【歴文構想の検証】

本計画の作成においては、歴文構想の検証を行っている。

その際、大きくは次の2点のもとに検証を行い、その成果を本計画へと反映した。

なお、平成23年（2011）3月策定の歴文構想は、本計画の作成をもって停止し、本計画に移行した。

●歴文構想（Plan）の基本的な構成の再確認と本計画への反映・見直し

- ・歴文構想の基本的な構成を再確認し、歴史文化の特徴、課題、基本理念等を一部見直しつつ継承した。
- ・その上で、本計画では、文化財保護法第183条の3を踏まえ、歴文構想における「7つの課題→保存・活用の基本理念→5つの基本目標→関連文化財群・歴史文化保存活用区域の施策・事業→9つの先導的なプロジェクト」の流れを「7つの課題→保存・活用の基本理念→3つの基本方針→歴史文化遺産を把握するための調査に関する事項、歴史文化遺産の保存・活用に関する措置、歴史文化遺産の保存・活用の推進体制等→重点プロジェクト等」へと改めた。
- ・歴文構想に定めた5つの目標（キーワード：再発見・つながり・広がり・活動・体制・制度）のうち、「再発見」については本計画の方針1、「つながり・広がり・活動」については方針2、「体制・制度」については方針3に、それぞれ対応している。
- ・「9つの先導的なプロジェクト」の検証・評価を通じて遡及的に「7つの課題」を再確認・整理し、本計画では「3つの方針」を定めた。

●PDCAサイクルの考え方に基づき9つの先導的なプロジェクトを検証し、発展的に継承・追加することによって、新たに10の重点プロジェクトを設定

- ・歴文構想の9つの先導的なプロジェクトとそれを構成する個々の施策・事業については、PDCAサイクルの考え方をもとに、実施の有無、効果・課題などを把握・整理し、本計画における事業へと反映させた。⇒第3章第1節「歴史文化基本構想に位置づけた9つの先導的なプロジェクト等の成果の検証」及び資料編「資料2 津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画の施策・事業の実施状況と検証」を参照
- ・その上で、本計画では歴文構想の9つの先導的なプロジェクトのうち、7つを発展的に継承するとともに、新たに3つのプロジェクトを追加して10の重点プロジェクトへと再編した。

2 事業実施への対応

本計画を円滑かつ効果的に進めるためには、限られた予算と人員を有効に活用する観点を持ちつつ、次の点に対応することが求められる。

■必要な事業費の確保

- 国をはじめとする機関の支援策制度等を的確に把握しつつ、重点プロジェクトや個々の事業の必要性、ねらい、効果、費用などを明確化し、必要な事業費（財源）の確保に努める。
- 住民等が主体（担い手）となる事業については、関係する民間の助成制度に関する情報も把握し住民等に伝え、申請書の作成などを支援してその活用を促進する。また、ふるさと納税やクラウドファンディング※の活用について研究する。

■優先順位の設定と効果的な事業実施

- 本計画に位置づけた事業は多岐にわたっており、事業間の関係や実施の順序、事業費等を考慮しつつ、第5章で示した「実施の時期・期間」を基本に、優先順位及びより詳細な事業スケジュールを設定し、効率的かつ効果的に事業を実施する。

■感染症対策を考慮した歴史文化遺産の保存・活用の事業展開

- 津和野町は観光地であり、歴史文化遺産の保存・活用も新型コロナウイルスをはじめとした感染症に影響を受けることになることから、国・県レベルの感染症対策と連携を取りながら、津和野町の実状に応じた対策を研究する。
- 民俗芸能等の開催・公演、歴史的建造物の見学会や建物内での講演会・勉強会及び行事など、“密”な状態になりやすい歴史文化遺産の活用に関しては特に留意する。

※クラウドファンディング

インターネットを通して行おうとする活動などを発信することで、それに賛同する不特定多数の人から資金を募る方法

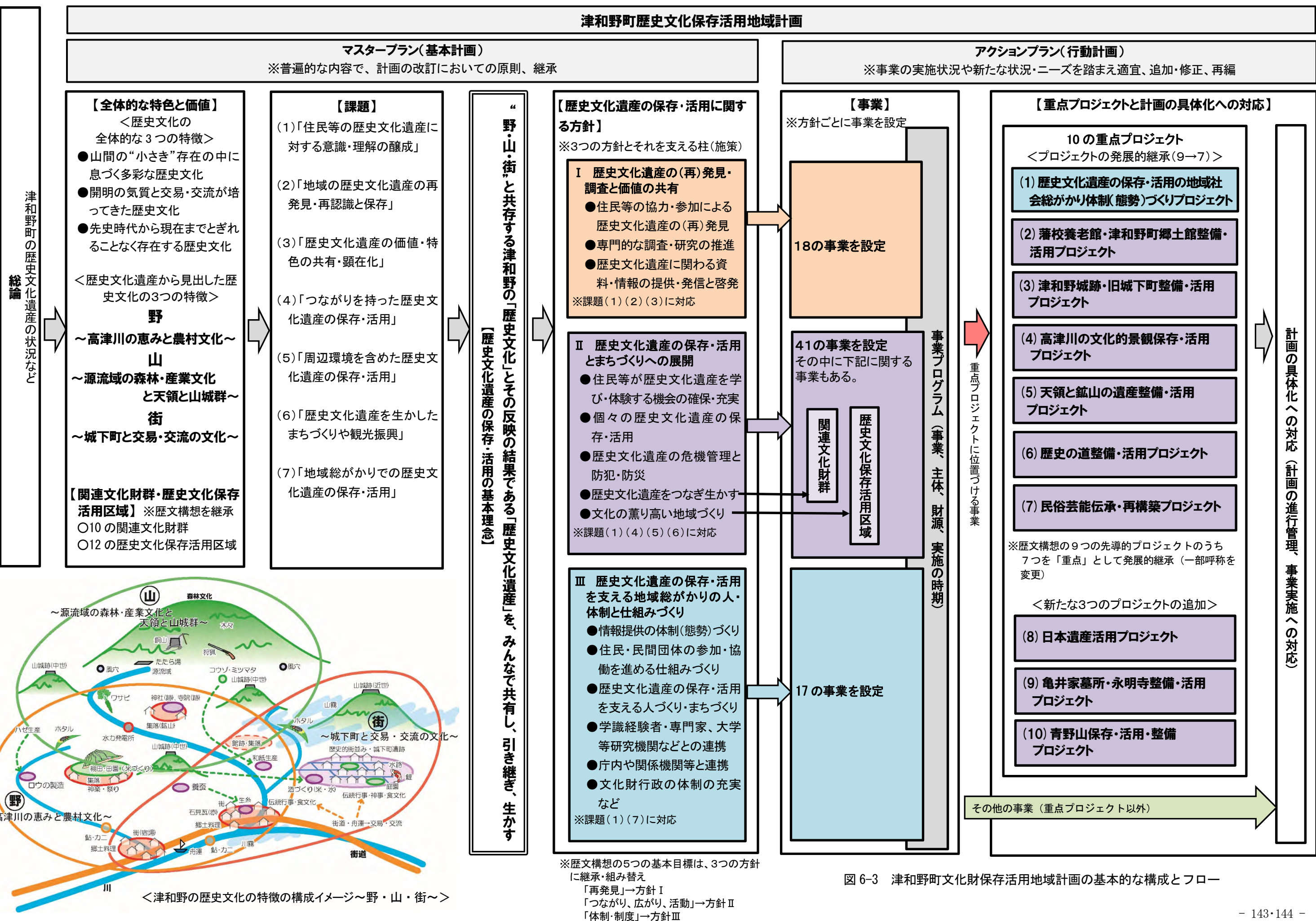


図 6-3 津和野町文化財保存活用地域計画の基本的な構成とフロー